

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市商店街街路灯等維持管理事業補助金
補助の区分	その他事業補助
補助の概要	商工団体等が管理している商店街に設置されている街路灯及びアーケードに係る電気料に対し補助金を交付する。
補助事業者	両津夷本庁商店街協同組合、相川天領通り商店街協同組合
補助対象経費	街路灯及びアーケードにかかる電気料金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算額（176,000円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	商店街の活性化に必要であるため下限は設けないことから実績に応じて5万円を下回る場合がある。
補助率等	アーケード等に係る電気料×（終夜点灯割合－50%）／100
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	夜間商店街の通行量の増加及び商店街の商店の売上の増加に寄与する
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	夜間商店街の通行量の増加及び商店街の商店の売上の増加に寄与することを目的としているため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	事業実施主体である協同組合に直接案内する
事業担当	（担当部署） 地域産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）